

平成21年第3回岩舟町議会定例会

議事日程(第2号)

平成21年6月12日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1番	小林	長	君	2番	中田	堅一	君
3番	富田	清	君	5番	斉藤	録持	君
6番	茂呂	幸司	君	7番	広瀬	昌子	君
8番	茂呂	健市	君	9番	岡	良一	君
10番	栃木	孝	君	11番	戸谷	勝次	君
12番	大島	弘久	君	13番	渡辺	正治	君
14番	渡辺	仁一	君	16番	石川	守久	君
17番	戸沢	稔	君	18番	野尻	金正	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	針谷	育造	君	教育長	若林	秀夫	君
総務課長	新井	博	君	企画課長	熊倉	正志	君
会計管理者	石塚	正之	君	税務課長	島田	共一	君
住民生活課長	麦倉	敏雄	君	健康福祉課長	上岡	卓	君
保険児童課長	時田	正二	君	経済課長	小島	光男	君
建設課長	船田	文雄	君	水道課長	川島	章男	君
学校教育課長	三柴	茂	君	社会教育課長	大島	清	君
人権推進室長	堀江	一男	君				

事務局職員出席者

議会事務局長 松 永 栄 一

議会事務局長 海老沼 文 明

◎開議の宣告

○議長（小林 長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより日程に移ります。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（小林 長君） 日程第1、議事日程に従い、一般質問を許します。

◇ 齊 藤 録 持 君

○議長（小林 長君） 質問の通告順に、議長において指名いたします。

5番、齊藤録持君。

[5番 齊藤録持君 登壇]

○5番（齊藤録持君） 議長、5番。

平成21年第3回定例会に際し、これより一般質問を行うものであります。

さて、去る3月19日に、佐野市・岩舟町第2回法定合併協議会が町の遊楽々館において開かれました。この席上、針谷町長は、かたくなに合併協議会の休止を要請された。しかしながら、ほとんどの委員は、この休止要請に反対の態度を表明いたしました。

翌20日のある新聞の見出しには、佐野・岩舟法定協2回で中止、町長の独断、説得力なく反対続出、それでも町長翻意せず。また、次のページには、怒り、落胆、かすむ未来、町長は辞すべき、こういう見出しで載っておりました。

この合併協の席において、町長は、辞職問題について、辞職の意思を表明する場ではない、申し入れも取り下げも私の立場で答えるわけにはいかない。しかしながら、それではだれの立場で答弁しようというふうにあなたはお考えなのか。この点については、いまだにあなたからは表明されていないのであります。きょう、改めて私は、本席よりこの点についてのあなたの考え方をお伺いしたい。

また、法定協の会場で、この法定協の協議をかたずをのんで多くの町民が見守っております。

した。特に佐野市との早期合併を実現する会、中田勝雄代表は、民意を反映できない町長は問題外である、今後はみんなと相談をして進める、こんな記事もこの新聞には載っております。これは、明らかに町長リコールを示唆したものでもあります。

1週間後の3月26日の新聞では、1面トップで、佐野市との合併休止、岩舟町長の解職請求へ住民団体が手続を開始、こんな見出しの記事も載っております。

この記事の中で、針谷町長は、真摯に受けとめる、このような答えを出しております。町長は、よくこの合併問題等において真摯に受けとめると、このようなことを何回もあなたは発言をされている。この真摯という意味は、まじめに真剣にという意味であります。しかし、どう考えても、あなたの言っていること、やっていることは、この言葉の意味とは裏腹のような気がしてなりません。

町長は、リコールが成立しても町長選挙には出馬すると、このような発言をされているようであります。しかし、これは民主主義の原則から言っても、私は余りにも邪道ではないかとこのように思うわけであります。

もちろん、リコールは間違いなく町民の良識によってこれは成立するでしょう。リコールが成立するという事は、針谷育造氏を町長として認めないという町民の意思のあらわれであります。したがって、私は、リコールが成立して町長選挙になった場合、民主主義の常道から言っても、町民が針谷育造氏の町長にノーというサインを出した以上、あなたは立候補すべきではないとこう考えますけれども、この点についてもこの際お伺いしておきたいのであります。

さて、話はがらりと変わるんですけれども、約5年前、町長が税務課長のときに、当時町長は栃木實氏でありました。このときに、固定資産税を全額前納すると前納報奨金を支払うと、このことが町の条例において決まっておったわけであります。ところが、当時の栃木町長が報奨金制度は廃止するとして、したがって、今後、固定資産税の報奨金は前納されても払いませんよと、こうしたはがきが町内全戸に配られたわけであります。

当時、私は本議会の総務常任委員長という立場にありました。その総務常任委員会においてこれが問題になったわけであります。そのときの税務課長であった町長の言葉の中に、私はこの条例が支払うべきということで決まっている以上、これは払わなければならない、どうしても言うのであれば、まず条例を改正してやらなければならないということで私は必死にとめた、場合によればこのはがきを自分で隠してまでも出さないと、そこまで考えたとき当時あなたはそう述べております。

しかし、町長は、これはおれがやるんだと、職員は黙って言われたとおりにやればいいんだと、こういうことで押し切られた、こうあなたは委員会で述べた。そして、当時助役であった石塚英彦氏も、本来なれば助役というのは女房役であるはずなのに、やはりとめるどころか、同じように職員である以上黙って言うことを聞けと、こう言ってけしかけたのが当時の石塚助役であった。この男も任期を1年残してやめたけれども、そうしているうちに別の課から条例無視議案を議会に提出したことが判明した。

町長は進退について議長に一任すると、こういう事態にまで発展されたわけであります。このときは、二度とこのようなことがないようにということを条件として、一件落着とこのような形になったわけであります。

しかし、事はこれで終わったわけではなかったのであります。町長は、4月の人事異動で、針谷育造氏の税務課長から水道課長として水道山にあなたを上げてしまった。明らかにこれは左遷であると、非常に町民がこの件に対しては関心を持った。町民の間からは、針谷さんがかわいそうだ、育造さんがかわいそうだ、そういう声がどこへいっても聞かれる。いわゆる判官びいきというやつであります。

さて、町長、ここでお伺いしたいのでありますけれども、地方自治体のリーダーの仕事が大変なことは、我々も十何年かここに通い続けてきてよくわかっておるつもりであります。国は、法律に基づいて仕事をする、地方自治体の県は、県の条例に従って仕事をする、市は市の条例、町は町の条例、村は村の条例によって、それぞれ仕事ができている。これで、市や町や村が、この条例に基づいて、執行部と議会の間話し合いの中で円滑に運営されているわけであります。この町においてもしかりであります。

平成5年に初めてこの議会に参りまして、いろいろ我々も研修の中で教わってまいりました。それは、執行部と議会は車の両輪であると、常にそのことを忘れずにやるならば、その自治体は円滑に運営できますよと、どこへいってもこういう研修を私たちは受けてきたのであります。

そこで、町長、この針谷町長も町の条例を守り、正しく条例を運営する、そして町政を発展させる、こういうお考えでおられると思うわけであります。この条例について、あなたがどのような思いを、考えを持っているかお聞かせ願いたいのであります。

さて、教育長、この間の4月の入学式のと、ある学校で針谷町長が演壇に上がったら、「何であの人があいさつをするの」と、一人のお母さんがささやき始めたならば、さざ波のようにその声がPTAのお母さん方の耳に入り、そういう声があっちからもこっちからも出

た。私はその学校の入学式には行っておりませんでしたけれども、子供からこの話は聞いておりました。子供たちは、ちゃんと針谷町長が今町民によってリコールの対象者であるということもよく知っているんです。

そして、教育長、このリコールの対象者である町長と一緒に、あなたもいろいろな会合に出ているようであります。その席において、3月議会にも申しあげましたけれども、教育長がいろいろ町民の誤解を招くような発言をされている。多くの町民が、やはり教育長は来るのはいいけれども、余り変なことを言われては困ると、こういう声があちこちから聞こえております。もう少しあなたも会合に出るなら出るで、話すことに気をつけて話さないで、先ほど述べたように、町長が入学式の演壇で、あいさつに演壇に登ったそのこと自体ですらおかしいじゃないかという町民が大勢いる。そして子供たちもそのことを十分承知しているんであります。

教育長というのは、もう少し慎重に行動すべきではないか。この議員になって十何年の間に教育長川島作造先生、前田先生、こんなことは一度もなかった。非常に立派な教育者で、あの人たちは職務を終えたわけです。今でも私は尊敬をいたしております。あなたの考えについて、改めてお伺いしたい。

さて、けさの新聞では、WHO、世界保健機関の発表によれば、新型インフルエンザ大流行の宣言を出すという見出しで載っておりました。日本でも1都2府17県に拡大され、患者数も547人と発表されている。しかも、今度の拡大が始まってきたインフルエンザは、東京から関東地区へと拡大されてきております。特に、このインフルエンザは、秋から冬にかけて第2波が必ず来るんだと、テレビ等で専門家はこうっております。

そこで、町の対応について、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。

以上で、まず総括質問を終わります。

○議長（小林 長君） 町長。

〔町長 針谷育造君 登壇〕

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

それでは、3月19日の佐野市・岩舟町合併協議会休止後の経過について、まず最初にご説明をしたいと思います。

合併協議会休止に関する町民への説明責任といたしまして、3月25日に広報いわふね臨時号を発行し、合併協議会休止に至る経過などについて周知を図ったところでございます。

また、4月から5月にかけては、町内10カ所での地域住民懇談会及び7つの各種団体懇談

会を開催し、合併休止に至る経過説明と意見交換を実施いたしました。会議の出席者は、地域懇談会が548名、各種団体懇談会が76名、合わせて624名の町民の方に出席していただきました。

懇談会の意見交換の内容については、5月15日発行の広報いわふね5月号に掲載しております。

発言の概要を申し上げますと、質問では、将来の財政状況は大丈夫なのか、単独の場合、サービスの減少や負担増は起きないのか、岩舟町が取り残されるのではないのかなどの不安や心配の質問が多く出されました。

意見といたしましては、合併協議会休止を機に、もう一度合併を見直すべきであるという意見と佐野市に合併してほしいという2つの意見が出されております。また、佐野市への合併推進派の代表と町長がそれぞれの立場で討論すれば、町民もどちらかを選択したらよいか判断しやすいので、公開討論会を開催してほしいという要望もありました。

次に、町長リコール問題についてであります。6月10日に示された最終有効署名数が6,853名の署名は重く受けとめております。

私は、この間、昨年7月に行われました住民投票結果を尊重し、佐野市との法定合併協議会を立ち上げ、真摯に取り組んでまいりました。しかし、取り組む中で、住民投票の本来の目的である「合併に伴う新市が、将来にわたり安定・発展するまち」となるためには、合併基本4項目を初め「郡を越える合併」など多くの課題があり、新法期限内での合併は困難であると判断し、そのために休止を申し入れたわけであります。

私の判断は熟慮した結果であり、当面は「顔の見える身近なまち」を基本に、町民の皆様と一緒にまちづくりを進め、岩舟町の地域力を高めていきたい、このように考えております。リコールの住民投票に際しましては、合併休止の理由と私のまちづくりの考え方を町民の皆様に誠意をもって説明し、ご理解を賜りたい、このように思っております。

次に、新型インフルエンザに対する町の対応について申し上げます。

メキシコ、アメリカ、カナダ等、北米で流行していた新型インフルエンザ（H1N1亜型）は、国内においても、兵庫県や大阪府で感染者が発生し、関西地方を中心に感染者が拡大しております。また、首都圏においても感染者が発生し、現在21都道府県に感染者が拡大している現状であります。

今回の新型インフルエンザなど、地域の感染症対策は、都道府県が実施し、保健所において担当することになっております。栃木県においても、保健所の新型インフルエンザ行動計

画及び対応マニュアルに基づき、各保健所に相談窓口、発熱電話相談センター及び発熱外来が設置されております。

さらに、今後の感染拡大の状況にあわせて、各保健所管内に、医師会の協力のもと、発熱外来が数カ所設置されることになっています。この発熱外来は、県南健康福祉センター管内に6カ所設置される計画で、そのうちの 하나가、大平町、岩舟町、藤岡町の3町の住民を対象として、遊楽々館の駐車場にドライブスルー方式で設置されることになっており、現在3町の医師会と細部についての協議中でございます。

本町におきましては、本年1月に策定した新型インフルエンザ行動計画及び対応マニュアルに基づいて、対応しているところであります。世界保健機関（WHO）において警戒レベルが引き上げられたことから、4月28日に、健康危機管理部会を開催し、新型インフルエンザの情報の共有と、それぞれの部署において対応マニュアルの確認を図りました。また、同日、健康福祉課に新型インフルエンザ相談窓口を設置いたしました。

4月30日には、町、議会、消防、医師会、学校、福祉関係団体等の代表者と健康危機管理部会とで構成する新型インフルエンザ対策連絡会議を開催し、行動計画及び対応マニュアルの説明、協力依頼、情報の共有、意見交換等を行い、各機関の連携を密にして対処することや、今後の状況にあわせて随時開催すること等を確認いたしました。

5月21日、栃木県が特別警戒宣言を発したことから、再度、健康危機管理部会を開催し、発熱外来の設置予定等、情報の共有や要援護者対策など、対応マニュアルに基づき、今後の対応策を協議したところであります。

町民に対しましては、5月7日の自治会長会議において、新型インフルエンザの情報や感染防止対策について説明いたしました。また、5月13日、新型インフルエンザの情報、感染防止等のチラシを全世帯に配布し、周知を図りました。

さらに、国内に感染者が発生したことから、5月20日に、再度、感染防止や発症したと思われるときの対応等、全世帯にチラシを配布し、周知を図ったところであります。

今回の新型インフルエンザは弱毒性ということで、国内の感染者については、今のところ重症化した人はおりませんが、今後、強毒性に変異する可能性もあることや、秋以降に大流行のおそれもあるため、保健所と連携を図りながら万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（小林 長君） 教育長。

〔教育長 若林秀夫君 登壇〕

○教育長（若林秀夫君） 議長。

ただいま、斉藤議員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず1つは、町長と一緒に地域懇談会に出ていることについてということでございますけれども、私の考えを申し上げさせていただきたいと思います。

まず1つは、町執行部の一員として、町長からの求めがあれば出るのは当然かというふうに判断しております。

2つ目は、教育に係る質問が出れば、町教育行政の責任者としてその任を果たすのは当然であるというふうに考えております。

3つ目は、教育問題に係る内容について問われた場合、教育に関する情報を提供することは、町民に教育に関する理解と関心を得ていただけるよい機会であると考えての判断でございます。

4つ目は、これまでの教育実践及び評価と課題の明確化、つまりこれからの本町の教育構想の策定と課題解決・発展に向けた取り組みについて問われた場合、その具体的な教育ビジョンを紹介させていただきたいという思いもありました。

5つ目は、教育行政を進める上で、参考になる意見が聴取できるのかなというふうな思いで参加させていただいたところです。

なお、この会に参加させていただく場合は、その教育の事実、教育の視点、そういう点からということで答えてまいったつもりでございます。

それから、町長の学校への入学式の来賓あいさつという問題につきましては、これまで町から代表ということで、常に町長のあいさつをいただいておりますので、これまでどおりお願いして出ていただいたところでございます。

続いて、もう一つ、新型インフルエンザの拡大に対する、町教育委員会の対応についてということでございます。

このたびの新型インフルエンザの対応につきましては、弱毒性であるとはいえ、小中学生に多くの罹患者を抱えているというのが、全国の傾向のようでございます。したがって、本町でも、もし患者発生の際には慎重にこれに対応していくというふうな考えのもとに、これまで次のようなことを進めてまいりました。

まず、県の教育委員会からの通達を受け、町教育委員会では、保険児童課と協議の上、学校、保育所等の長を集め、仮称ではありますが、新型インフルエンザ対策連絡会議を5月1日に開催いたしました。現段階では、各学校に対し、季節性インフルエンザ時の対応

とし、小まめな手洗い、うがい、マスクの着用を指導しながら、子供たちの健康観察を行うようにお願いしておるところです。

また、保護者あてにインフルエンザ対策に関する通知を作成し、幼稚園、保育所、各学校に同様の内容の配布をお願いしたところ。さらに、5月の連休に備えては、町内幼保、各小中学校のもし緊急事態が発生した場合ということで、緊急連絡網を作成し、緊急時の対応に備えたところ。です。

また、5月18日に臨時校長会を開きまして、ここでは、私どもの持っている情報を伝達し、各学校での指導・管理体制について報告を受ける中で、毎朝行っている健康観察の回数をふやすことや体温チェックを指導したところ。です。

なお、体温計については、現在のところ100本ほど余計に発注いたしまして、各学校現在町内には269本ございます。このように体温計を確保して、子供たちの健康観察に当たっているところ。です。

また、学校行事の中で修学旅行を予定しておったところ。がござい。ます。小野寺南小、小野寺北小、岩舟中学校があつたわけ。ですけれども、正確な情報の確認、保護者の意向、校医の意見を参考にして、実施の有無について判断をするよう指導してまいりました。結果、小野寺南、北小学校は修学旅行を実施、岩舟中学校につきましては、今回5月中に予定しておつたものを9月24日からということ。で延期したところ。です。

また、5月29日に、各学校の教頭、養護教諭を集め、学校における新型インフルエンザ対応マニュアルを作成したところ。です。なお、この作成に当たりましては、医師会の小松原院長の指導も得ているところ。です。

今後も発生の可能性がある新型インフルエンザに備えるため、各学校で現在作成してありますマニュアルを参考に、図上でのシミュレーションを行うよう指導してあります。

今後とも、新しい情報を入手しつつ、状況に応じて新型インフルエンザの対応策を検討し、効果の上がる対策となるよう努めてまいりたいと思つてあります。

以上でございます。

○議長（小林 長君） 齊藤録持君。

○5番（齊藤録持君） 議長。

幾つか、町長、答弁漏れがあります。

まず初めに、あなたが第2回佐野市・岩舟町法定合併協議会が開かれた遊楽々館において、辞職の要求を私は出したわけ。でありますけれども、それについて理由を説明されなかつたわ

けである。きょうもそれに対して答えが出されておられません。そのことについて、お伺い申し上げます。

第2点は、リコールされても出馬するのかどうか、この点についても明らかにしていただきたい。

また、この条例の問題について、あなたは一言も触れておりません。すべてが条例に基づいて町が運営されているわけでありまして、この条例を正しく守っていく、そして正しい町政の運営をしていく。そのためには、やはり条例をあなたがきちんと守っているのかどうかということが、これが大きな問題になってくるわけです。したがって、この問題についてもあなたの条例についての考え方をきちんと示していただきたい。

教育長でありますけれども、あなたに何を言ってもしょうがないんですけども、最後に一つだけ聞いておきますが、残された任期はいつまでなんですか、そのことだけをお聞きしたい。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

5番の斉藤議員の再質問、先ほどちょっと答える用意がなかったものですから、今答えさせていただきますと思います。

辞職につきまして、斉藤議員のほうからそのような考えがあるのかどうなのかということでございました。3月19日にも、そのようなことで辞表を持ってこいと、そのような話をされたのは覚えておりますけれども、そのとき私は辞表を提出する考えはございませんでした。

現在も、私はこの合併休止につきましては、私は合併休止を町民の立場や、あるいはいろんな問題を考えたときに、休止をすることが一番よろしい、このように申し入れを佐野市長であります会長のほうにしたわけであります。結果、第2回の協議会が開かれ、意見等はたくさん出されましたけれども、全会一致ということで休止が決まりました。これは、紛れもない事実であります。

このことは、私は休止を申し入れ、そのことがかなえられたということで、私にしてみれば、これから時間をかけてこの合併問題、町民の皆さんにはこの状況をお話ししながら、わずか8カ月ですべてのことを決めていくという合併についての拙速さを、もう一度町民の皆様へ訴えながらやっていくことのほうが、町民の利益や将来のサービスや負担、そのことをきちんと確保できる形ができるのは休止をお願いするしかない。その結果、全会一致であります。

休止が決定したということで、先ほど新聞等でも、怒り、落胆、かすむ未来、佐野の支局長が記名記事で書いております。現在、佐野市局長はどこかにご栄転かわかりませんが、佐野にはおられないそうでありますけれども、極めて偏見に満ちた、私は抗議もいたしました。

それはいずれといたしまして、リコール、リコールというのは解職署名でございまして、その3分の1以上の人たちの署名があれば、それで私が解職になるわけではありません。ご承知のように、その後60日以内に住民投票という厳粛な町民の判断を受けるわけでございます。その間、私は、町長としての任務を当然果たすことが、私にとっての大きな使命でありますし、町内における混乱を行政面だけでも、役場内だけでも町民の皆さんに心配をかけない、これが私の仕事である、そのように思っております。

仮に、私が解職をされても、私の理念や町に対する思いを私は持っておりますので、支持者との相談もしながらですけれども、今のところでは再立候補ということも前向きに考えざるを得ない、そんなふうに私は思っております。

条例の問題につきましては、当然私たち公務員は、憲法規定に基づき、全体の奉仕者として住民に奉仕をするという、こういう立場に、地方自治法も、役場の職員は地方公務員法も、そして法律に合致した条例規則、当然私も職員も守って行って住民の福祉向上のために、自分の全身全霊をささげる、差し出す、これが公務員としてのあるべき姿だと私は思っておりますので、条例規則、斉藤議員の申し上げるとおり、私もそのことを十分尊重し、この実現のために努力をしていく、そのことを申し上げたいと思います。

○議長（小林 長君） 教育長。

○教育長（若林秀夫君） 議長、教育長。

先ほどの任期の件でございまして、本年10月17日でございます。

○議長（小林 長君） 斉藤録持君。

○5番（斉藤録持君） 議長。

リコールをされても再出馬をする考えであると、このようなことを今明言されたわけでありまして、そして、進退問題についても、今答えをいただきました。

そして、この条例の問題であります。全身全霊をもってこの条例を守りながら、職員とともにやっていきたいと、こういう説明でありましたよね。

そこで、私は、あなたにお伺いするわけでありまして、この佐野市・岩舟町合併問題をめぐって、ここ1年いろいろな運動が起き、また議会においてもその都度論争が行われてまい

りました。昨年7月に議員提出の住民投票条例ができて、これに基づいて住民投票が行われました。この住民投票の条例制定に際して、当時まだあなたは一議員という立場でありました。この住民投票条例に対して、あなたは積極的に賛成もされた。

そこで、どうもおかしいと思うのは、全身全霊をもって自分たちでつくった住民投票条例に対して、あなたは今度は町長という立場に立って、その自分でつくった住民投票の条例に基づいて、昨年7月住民投票が行われたわけであります。しかしながら、その結果、5,400対3,400、2,000票の大差をもって佐野市合併という住民の意思が決定された。

先ほど、あなたは、全身全霊をもって町の条例というものは、職員とともに守っていくと、しかしながら、あなたはこの住民投票結果について真摯に受けとめるなどと言いながら、またきょうはこの本会議場の席上において、町の条例は全身全霊で職員とともに守っていくと、あなたはどこか矛盾をしておりますか、答えていただきたい。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

法律に基づく条例、住民投票も時限立法ではありますけれども、住民投票という条例によって実施されたことは、承知の事実でございます。

条例や規則、法律に基づくもの、これは上位の法に基づきながら現在岩舟町に例規集という形でありますけれども、この住民投票につきましては、時限ということになりまして、投票条例の中にもありますように、これは私余り言いたくありませんけれども、尊重しなさいよと、しかし法的拘束力はありませんよということがそこには明言されているわけでありまして、それはさておきまして、私はこの住民投票の結果を、ご承知のように佐野市に10月1日に申し入れをし、11月13日に回答が参りました。12月19日、皆さんと一緒に法定協議会を設置する可決をいただきました。その中で委員さんを選任し、第1回、第2回と進めてまいりました。まさに民意を尊重したというふうに、私は思っております。

しかし、その中で、先ほども申しましたように、佐野市の合併協議会の中でたくさんの課題が出てきたことも、広報等でお知らせをいたしました。そもそも合併とは、住民の生活や暮らしがよくなるという前提で進んでいることは間違いありません。しかし、国の進める合併のあり方、これは皆さんご承知のように、800兆円ともいわれる大きな借金を地方自治体の合理化や、いろんな意味で整理をしながらその歳出を削減していく。

〔「いや、演説会じゃないんだから、ここは」と言う人あり〕

○町長（針谷育造君） そういうことで、この合併が進められているということ、まずご承

知おきを願いたい。町民の多くの5,400の皆さんは、町がよくなる、このことを前提にして合併を希望したと思います。悲劇になるということが明らかになるとすれば、当然そこで休止や思いとどまる、これも私どもの選択肢で、私はその道を選択し、合併協議会がそのことを認めたというふうに、私は理解をしております。今の生活や暮らしが将来にわたって、

〔「いいんだよ、もう演説じゃねえんだから、演説を聞いているんじゃないから」と言う人あり〕

○町長（針谷育造君） 担保されない、そういう合併の休止をお願いしたと、そういうことで条例規則は当然のことながら守っていくというのは、当然のことでございます。

○議長（小林 長君） 斉藤録持君。

○5番（斉藤録持君） 議長。

時間もないようでございますけれども、まあ、詭弁というか、何というか、ここまで詭弁もくるとあきれて、こっちが物を言うのもおっくうになってくる。あなたは住民投票の条例作成に参画をしている。それに賛成をしておきながら、その結果についてこれを否定するがごとき行動は、我々は町民として断じて許せないし、したがって、あなたのリコール成立に向けて、今後全力を挙げて戦っていきたい、こう考えております。

以上で、終わります。

○議長（小林 長君） 5番、斉藤録持君が終わりましたので、次に移ります。

◇ 広瀬昌子君

○議長（小林 長君） 7番、広瀬昌子君。

〔7番 広瀬昌子君 登壇〕

○7番（広瀬昌子君） 議長、7番。

通告に従い、初めに少子化対策、子育て支援の次世代育成支援行動計画後期計画策定について伺います。

平成15年次世代育成支援対策推進法の制定に伴い、行動計画の策定が義務づけられ、当町におきましては、平成17年3月、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画を策定いたしました。

今年度の事業の中に、これまでの施策や事業の取り組み、実績について評価、点検し、今後5カ年間の方向を再検討し策定するとありますが、計画策定のスケジュールや評価、方向性についての答弁を求めます。

次に、新型インフルエンザ対策とインフルエンザ予防接種の助成拡大について伺います。

全協におきまして、岩舟町新型インフルエンザ対応マニュアルの説明を受けたところです。国内で確認された新型インフルエンザ感染者の年齢層が、10歳未満の子供に広がったと報道もされました。私は、勤労状態によりどうしても保育所に預けなければならないこともあると思うのですが、当町の保育所における予防や発症した場合の対応について伺いたいと思います。

さて、新型インフルエンザも梅雨の時期から夏場にはやや落ちつくと思いきや、拡大をしている現状です。そしてまた、秋以降の第2波を懸念する報道もあります。それとともに季節性のインフルエンザも重なり、国内のワクチン製造が間に合わないとのニュースも流れています。昨年秋から冬にかけてもインフルエンザが流行し、県内でも多くの学校で学級の閉鎖が相次ぎました。新型ワクチンの対応は今後どうなるのか、本当に興味を持って見届けたいと思いますけれども、季節性のインフルエンザのワクチン接種も重要な予防対策の一つになると思います。子育て世帯にとって大きな支援となる予防接種の助成を、昨年の第5回定例会にも質問をさせていただきました。近隣と事務レベルで検討を進めながら、実施できるような方向で検討したい等の答弁がございましたが、今年度はどう展開されるのか答弁をお願いいたします。

次に、合併協議会休止後の町長の発言について伺います。

町長は、合併協議会の休止の説明のために臨時号を発行し、地域懇談会を開催いたしました。町長の休止の理由は、おおむね臨時号によりますと、新設合併の重要性として、お互いの意見を対等な立場で話し合える新設合併が理想である、後悔しない合併のために議論を十分にしたい、8カ月足らずの短い期間で行うことは難しい、近くて便利な合併は理由にはならない、郡を越える合併には大きな課題があるなどと説明をいたしました。さきの定例会の一般質問で多くの議員の合併の質問に対しての答弁では、本当に多くの議員が納得できるような答弁はいただけませんでした。その答弁をもって町民を説得しようとしても、町民の皆さんも理解できなかったのではなかったでしょうか。今さら協議会中止の理由など聞くことや指摘などはしませんけれども、臨時号の中で確認したいことが少々ありますので、今回質問させていただきます。

町民の意思統一を図り、だれもが納得できる形での合併を進めるべきとあります。意思の統一やその統一の方法、納得のいく合併とは一体どんなものなのか。実現は可能なのか。まずは、この点の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小林 長君） 町長。

〔町長 針谷育造君 登壇〕

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

7番、広瀬昌子議員のご質問にお答えしたいと思います。

最初に、次世代育成支援行動計画後期計画策定についてお答えいたします。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、5年ごとに市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び乳児の健康の確保及び増進、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子供を育成する家庭に適した良質な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定し、行動計画とするものでございます。

平成20年度には、子育て支援に関する町民の生活実態や要望・意見を把握し、次世代育成支援の後期計画（平成22年度から26年度まで）を策定するための基礎資料を得るためのニーズ調査を実施いたしました。

この調査は全国で行われ、調査項目も全国統一となっており、アンケート調査は、就学前児童、小学生及び中学2年生、妊婦、合計1,864名を対象に実施し、1,410名の回答を得ました。

策定に当たっては、支援対策推進協議会及び委員会を組織したいと考えております。

支援対策推進協議会は、町議会、民生委員児童委員、学校関係、幼稚園、保育所、子ども関係団体、公募委員にお願いしたいと考えております。また、委員会は町関係課長、担当長をもって構成したいと考えております。

策定のスケジュールは、4月策定業務委託契約、7月委員会等設置要綱の制定、8月協議会委員の公募、団体選出協議会委員の選任、9月第1回協議会の開催、委員・部会合同会議、10月第2回委員会の開催、第2回協議会と考えております。

前期計画では、各種事業を進め、一定の実績が認められるものもありますが、進展がなかった保育所整備やそれに関する特別保育などは、再度後期計画に位置づけてまいりたいと考えております。

事務事業を点検し、ニーズ調査の結果を踏まえ、本町の子育て支援の指針となる後期計画の策定を推進します。

続いて、新型インフルエンザ対策とインフルエンザ予防接種の助成の拡大について、ご説明いたします。

まず、新型インフルエンザ対策について申し上げます。

町と教育委員会の対応については、先ほど5番議員に答弁したとおりでありますので、説明を割愛させていただき、保育所の対応についてご説明申し上げます。

保育所においては、感染防止策としてうがいや手洗いを励行し、体温の変化など児童の健康状態に注意をしております。また、保護者にはチラシを配布し、新型インフルエンザの感染防止や感染が疑わしい場合の対応について、周知をしております。

国が定めた「新型インフルエンザ対策ガイドライン」では、県内で発生が確認された段階において、感染防止対策の一つとして、県が市町等に「保育施設等」の臨時休業を要請することになっております。

平成21年5月16日開催された、国の「新型インフルエンザ対策本部幹事会」では、当面次の措置を講ずることが確認されております。

発生した患者が学校・保育施設に通う児童生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として市町の一部または全域、場合によっては県全域の保育施設等の臨時休業を要請する。また、発生した患者が児童生徒以外である場合であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがあるときは同様の要請をすることになっております。

県から臨時休業の要請があった場合は、町新型インフルエンザ対策本部と協議し、町保育所の臨時休業について、速やかに決定したいと思います。しかし、医療関係業務に従事する保護者等で、どうしても保育サービスが必要となる場合が考えられます。その場合は、規模を縮小して保育を実施したいと考えております。

なお、県から臨時休業の要請があった場合、町は民間保育園と連携を図りながら対応してまいりたいと思います。臨時休業は、基本的には発生段階から回復期に至るまでは継続することになりますが、県において1週間ごとに検討が行われる予定になっております。

次に、インフルエンザ予防接種の助成についてご説明いたします。

現在、町で実施している予防接種については、予防接種法に基づいたジフテリアや百日ぜき等の一類疾病があります。これについては、接種が義務づけられているため、保健カレンダー等で周知を図るほか、個人に通知して奨励し、全額町負担で実施しております。

インフルエンザにつきましては、予防接種法の二類疾病で、接種が任意となっております。しかし、高齢者が発症した場合、気管支炎や肺炎を併発し重症化しやすいことから、同法施行令に65歳以上の者について規定されております。このため、65歳以上の高齢者については、回覧等で周知を図り、接種時の助成を行っております。助成の内容については、近隣の市町

と同様に、自己負担額は1,000円で、町が3,230円を負担しているところであります。

ご質問の子供のインフルエンザ予防接種でございますが、法に規定されていないため、当町を初め、近隣市町において接種時の助成は行っていない現状であります。

しかしながら、実際に予防接種を行っている子供は大勢いると聞いておりますので、少子化対策・子育て支援の一環として、県内の動向を見ながら近隣市町と協議を進め、助成に向けての検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、合併協議会休止後の懇談会等での発言についてというご質問にお答えいたします。

懇談会での意見の交換の概要につきましては、5番議員の一般質問でお答えしたとおりであります。

最初に、合併に対する私の基本的な考え方を申し上げます。

私は、「合併」は目的ではなく、「自立する自治体」になるための一つ的手段であると考えています。したがって、合併する、しないにかかわらず、岩舟町が基礎自治体としての機能を発揮し、将来にわたり安定した町となることが重要であると考えています。

次に、佐野市・岩舟町合併協議会休止後の「岩舟町の方向性」について私の考えを申し上げます。

合併休止後の「岩舟町の方向性」につきましては、3つの方向が考えられる。1つ目は、合併を基本として考え、佐野市との合併を再開すること、これも一つの考え方であるというふうに思います。2つ目は、県の第三次合併推進構想の組み合わせに、中長期的展望として位置づけられている2市6町の取り組みを実施する条件が整えば、そのようなことを実施していく、これが2つ目であります。3つ目は、当面、岩舟町単独での自立を目指すこと、これが3つ目ということになるかと思えます。

3つの方向性を現実に照らしてみますと、1つ目の佐野市との合併の再開、これは新法期限を考慮したとき、時間的に極めて困難であるというふうに考えております。2つ目の2市6町の合併は、中長期的な展望であり、栃木地区1市4町における現在の合併の進捗状況を見たとき、早期の取り組みもこれまた困難ではないでしょうか。そうしますと、3つ目の岩舟町単独での自立、現時点ではこの選択ということが、一番選択するためのよい条件という形になるかと考えております。

さらに、「自立する自治体」の定義を、今まで築いてきた歴史や文化を生かしながら、町民が身近な環境の中で、自主的に意欲を持って安定した生活ができる環境をつくり上げるこ

とであるとしたとき、現時点での単独という方向も見えてくる。しかし、これらはあくまでもこれからの問題ということでございますので、これで決定をする、決定をしなければならない。しかし、いずれにしても平成22年3月31日には法期限が切れるということでございますので、これらのことも早急に議員の皆さんや町民の皆さんと協議をしながら進めていかなければならない、そんなふう考えております。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） 議長。

答弁いただきました。今年度の後期計画の策定についてですが、先ほど町長答弁のとおり、保育所関係が多く積み残されているのかなというのは実感です。あとは、児童に対する町民会議とか子供議会とかは、おおむねクリアしているかなというところなんです。あとは、乳幼児医療については、我が町が結構トップを走っていたときもありましたけれども、今は最低横並びの線というふうになっているかなというふうに思っているんですが、これから協議会を立ち上げて、そういうことをきちんと決めていくに当たって、やっぱり岩舟町、全国統一の質問項目だけれども、そこに何か岩舟町の個性を出すということはとても大事になってくるかなというふうに思っています。今、子育て支援が全国的に充実してきたかどうかはあれですけども、出生率が伸びたといううれしい報道がありまして、少しずつ着実にできているのかなというふうに思っています。

さて、ずっと保育所の設置については、公設公営はもちろん、民設民営も大事でしょう。今、現にやっているところもありますし、また国が進める幼保一体のものも大事かなというふうに思っているところです。これは、住民が選べる体制をつくるということが私は一番大事かなというふうに思っています。公設公営でというふうなお話の中に、定数を見直せばそういうこともできるのではないかという答弁をいただいているところなものですから、ここを大事にとっていただいて、もう一度きちんとした見直しができるようなことをお願いしたいと思いますし、また協議会のメンバーの中に役職で決めるのは大いに結構ですけども、やっぱり高所大所からいろんなものが見られるような、そういう人材がぜひ必要かなというふうに思っておりますので、ぜひそこら辺をお願いしたいと思います。

保育所が設備されれば、でも休日、病後児、ファミリーサポート、一時保育、子育て支援、さてこれが公設公営でなし得るかということが、私とても疑問があります。全国的にこれはもう整備されていることですので、かなりおくれております。ぜひこのところの考えをもう一度町長にお願いして、これが対応できるような設備が整備できるのは、なかなか公設

公営では難しいかなというふうに思っておりますので、もう一度ここについて少々伺いたいなというふうに思います。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

課題として、病後児保育であるとか、いろんなサービスの拡大ということにつきましても、今後いろんな機会を通しまして、あるいは委員会等、協議会等を通しながら、それらも実現できるような形で私は進めていきたいとは思っております。具体的なことにつきましては、これからということになるものですから、今、広瀬議員の言われましたことを十二分に尊重して、その中で生かしてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしく願います。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） 議長。

今年度計画を楽しみにしているところですが、ぜひ満足のいく計画をしていただきたいと思います。

さて、ワクチンの助成についてというところだったんですが、先ほど新型インフルエンザに対しましては、発症した場合に臨時休園できる場合のところとできないところがあるって、きょう鹿沼の緊急保育というところで、家でどうしても保育できない家庭のための無料の緊急保育を公立の保育園で行うことにしたら、200人の利用を想定しているというところで、かなりの人数かなというふうに思っているわけなんですよ。666件の申し込みがあったと、対象者を審査したら、受け入れどうですかって言ったらこれだけの人がいたというところなんです。いや、すごい人数なんだな、やっぱり今はなかなか仕事をあけられない人が多いための保育所ですから、そういうところなのかなというふうに思ったんですが、今の答弁で、当町もそういう方向で行くということだったんですが、当町は病後児も病児保育も何もなくて、発症した子供とか、そういう発症した家族の子供もそうでしょうけれども、そういう預かるということに対して現実的にできるものなのでしょうか。

○議長（小林 長君） 保険児童課長。

○保険児童課長（時田正二君） 議長、保険児童課長。

広瀬議員のご質問にお答えいたします。

臨時休業となった場合、お預かりする児童につきましては、保護者が医療機関等に勤務される方等で、保育に欠けるお子さんという対象になりますが、規模を縮小して実施した場合

には、罹患した児童につきましては、季節性のインフルエンザと同じように出席停止になると考えております。罹患せずに健康な児童につきましてはお預かりをしたいと考えております。

以上です。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） 議長。

わかりました。ありがとうございます。

あと、ワクチンの助成についての答弁が、非常に判で押したよと言うんですか、こういうのを。前回の議事録を見ていただくと、今の答弁全く同じかと思えます。こんなによく前と同じことを述べるなということであって、もうあきれたというか、何なのという感じだったんですけれども、私も質問するに当たってはいろいろ調べてからここへ出てくるんです。そうしましたら、その答弁全く同じかなと思って、もうちょっと工夫していただければと思いました。

予防接種に関しまして、65歳以上の方が1,000円負担でということで、ずっとお願いしていることは、子育て支援の一つとして、それでワクチンが、前回答弁したからわかっていると思いますが、2回に分けてということで、鹿沼と宇都宮では実施しているというお話がございまして、それならやっぱり少しでも横並びではなく、そういう支援を金額的には子供が少ないわけですから、何としてもできないということはないと思うんです。それで私が聞いたのは、前回答弁で方向性を見出したいと言ったから、ではどうなったのかと聞いたんですよ。そうしたら、どうも同じということは、それは絶対ないと思うんですよ。かなり時間もたっているわけですから、そういうふうな答弁の仕方っていかがなものかなというふうに思っているんです。

高齢者も大事です。しかし、先ほどお話したように、保育園におきましては、発症したら周りの人たちに大変迷惑をかけるわけですよ。そうしましたら、そこで何か手を打たなければならないといたら、予防策はワクチンを打つこと。それから、やっぱり子供、子育てしている人たちの所得に応じて、ワクチンはするんですけれども、非常に高いんですよ。3,500円、2回目が半額だと、四、五千円かかります。それをやってもらわなきゃ、多くに迷惑がかかるんですからところだと、やっぱり助成をして初めてやれるものかなというふうに思っているんです。本当に、金額的には1,000円だと30万という答弁もいただいているわけですからね。では、2,000円なら60万じゃない。それぐらいのお金が出ないのか

というところなんです、担当課長も重々調査をしていると思いますが、答弁をお願いしたいところです。

○議長（小林 長君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上岡 卓君） 議長、健康福祉課長。

7番議員のご質問にお答えいたします。

答弁書は前回と同じだということで、まことに申しわけないんですけども、これが前回の議会で質問がありまして、その答弁でございますけれども、その後、栃木地区の救急医療の会議や地域医療の会議におきまして、1市5町、壬生、都賀、大平、岩舟、藤岡でございますけれども、その会議の折に担当者などで、未就学児のインフルエンザの予防接種についてはどう考えているのかということで、いろいろ情報を聞いておるところでございますけれども、実際、今やっているところが宇都宮と鹿沼、宇都宮につきましては、1歳児で1回1,000円で年額2,000円、鹿沼においては、未就学児全員ということで1回2,000円で2回で4,000円ということでやっているわけでございます。

その中で、そういった話題が起きる中で、宇都宮方式に1歳児のみに限ってあれば、どこの市町もほんの、岩舟でいきますと約30万ぐらいなんですけれども、それでできないかとか、いろいろ話も出たんですけども、いろいろな市町からは、1歳児だけではやはり意味がないんじゃないか、やるんでしたら全部なんじゃないかというような意見もありまして、そういったところでなかなか話し合いがついていないところがございます、そんなところを西方においては、ことしから鹿沼と同じように年間2,000円、2,000円の4,000円で行う予定でございます。

これを岩舟町に換算いたしますと、対象の未就学児が762人おりまして、約304万8,000円ぐらいになるわけなんですけれども、そうするとほかの市町においても、これだけのお金となるとすぐにはなかなか結論がでないというところで、今一番困っているのが、途中の合併にあわせて西方が入ってきてまして、ことしからやるということで、逆に岩舟のほうから聞いて、ではその後、来年以降は栃木地区は行うんですかという、会議の席で聞いた場合に、やらないというような答えもあったもんですから、その辺のことも踏まえて、今後町長が答弁申し上げましたとおり、やはり予防接種を行っている子供というのは非常に大勢いる、これは調査したわけじゃございませんけれども、聞いたところでは大勢いるということで、やはり何らかの前向きな協議をしながら、早急に助成ができるような方向に持っていきたいと担当では考えております。

以上でございます。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） 議長。

あとは政治的判断というのも大事になってきますので、町長に伺っておきたいと思います。

栃木地区は横並びでというお話がございまして、私は高齢者に1,000円の助成というのは非常にありがたくて、うちの父なんか恩恵をこうむっているわけなんですけれども、確かにそういう施策も大事かもしれませんが、やっぱり将来の子供なので、そういうところに力を入れるということは、やっぱり岩舟町の方向性というものが、子供に対してこういうところがという主張ですか、そういうものが大事になってくるかなと思っているんです。

この304万が安いか高いかはわかりませんし、予算を持っていったら削除されるかどうかわかりませんが、これが子供が1人寝たことによって、保育園が閉鎖されたり、そういう影響を考えたときに、やっぱりこの問題は意外とあれなのかな、身近なことなので非常に子育て反映できるのかなというふうに思っているんですが、栃木地区全部がやらなくたって、自分の町だけやるということだってあり得るわけですし、来年にしなくたっていいんですよ、ワクチンはことしの秋からインフルエンザになるんだらうということで、これから接種するわけですから、幾らでも実施できるかなと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

7番、広瀬議員のお説、まことに私もそのようには思っております。限られた財源の中で、限られた、そして有効に使うというのが大原則ということになりますので、岩舟町の大きな町づくりのポイントとしますと、やはり子供、あるいは学校、保育所、そういうところを充実させていこうという私の考え方は、そのように考えておるものですから、また同じことを繰り返しますけれども、十分検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） 議長。

今の答弁、期待しておりますので、一日も早い実現をお願いしたいと思います。

さて、合併のことにに関して今答弁をいただきまして、私はこの増刊号が出まして、説明会にも出させていただきました。とりあえず、きちんとした話し合い、協議会を途中でなげう

ったわけですから、すべてがそうだろう、ああだろう、こうだろうの話になっているわけですね。ですから、そこが一番だめなのかなというふうに思っはいるんです。

今、私はさきに意思の統一方法とか、そういうものを聞かせていただきました。まだ、その統一はきっとできていないのかなというふうに思っているんですが、どういう方向をとれば意思の統一ができるのかなというのを知りたいところなんです。なぜならば、合併については100人中100人が全部同じ方向を向くということは考えられませんよね。すべてのことがそうだと思うんです。それだから民主主義の多数決というものもあるし、町長は全員一致が、全員一致がおっしゃいますけれども、住民を全員一致にして方向を一つにするというのは、まことに難しいかなというふうに思っているんです。

先ほどの方向性の中で、1市1町の合併を基本とする、中期展望は2市6町、それから単独で自立を目指すということでした。協議会の中で、いろんな話のときに、最後に言われましたね。代表の方が、町長、自立を目指すなら、自立宣言をしたらどうでしょうかというふうに言われましたね、和泉の公民館で。そのときに、いろんな立場で私はここでは言えないんですよというふうにお話ししたんです。だから、町長って意外とぶれているんですね、いろんなところに行って。そこら辺のぶれているというのは、もう立候補の時点からずっとぶれまくっているんですけれども、そういうところで単独自立を目指すときに、下野新聞に自立を目指す町長みたいのが出ていましたけれども、その方は自立を目指すためのきちんとした行動計画を立てました。

私は、自立を目指すには行動計画をきちんと立てなければ事は進まないと思っているんですけれども、町長になられてかなり時間、もう1年たちましたかね。ですから、そういうものは一切出していませんね。そういうところが、町長不信になる一つのあれなのかなと思っはいるんですけれども、先ほど単独を目指すという話でしたけれども、これに関してどれぐらいの腹づもりできちんとした計画というのは、どこまできちんと持っていらっしゃるのかなというのは聞きたいです。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

まだ、ほとんど草案の草案みたいなものでしか検討しておりませんが、岩舟町の自立構想、試案ということで、私の考えていることはございますけれども、極めて大ざっぱなものでございます。1つは、自主自立の町づくりに向けた基本的な考え方、これが1つの前提条件といえますか、基本的な考え方となっております。そして、2番目としますと、自主

自立の町づくりの理念、このことが5つくらいの中で決められております。次が、いわゆる住民協働の町ということで、自助、共助、公助のあり方、住民、地域、企業、行政の役割分担、こんなことが私の試案の中にはございます。

では、具体的にどうするの、積極的な行財政改革をその中では推進していきましょう。税であるとか、使用料、そういったものも当然見直しをしていかなければならないでしょう。議会議員の皆様にもそのことを申し上げながら、自立・自主のための適正な、14名という定数減が今度ございますけれども、そのことについてのご相談もしたい、あるいは職員、行政組織、職員数や給与等の見直し等も当然この中には含まれてくるのかなと、さらに職員の意識改革、資質の向上、こんなことも含まれて、町民満足度をどうしたら実現していけるのか、こんなことの向上を目指していきたい。

あるいは、これからの施設等の建設、維持管理、こういうものも極力大きな建設、保育所等はございますけれども、岩舟小学校の耐震構造の増築、あるいは岩舟中学校の体育館の耐震工事、これらが終わりますと、岩舟町ではおかげさまで公立学校の耐震化は100%になるものですから、これの大きなものというものは、保育所の問題、この問題、そして今ある施設等も維持管理というものが出てくるわけでございますけれども、その辺のところを十分に精査をしながら、維持管理もしていく。

各種団体等の補助金、これは県もそうでありますけれども、極めて県の大きな未来志向型という形にはうたっておりますけれども、痛みを県民や、そして市町村や、そういうところにそのような試案が今示されておりますけれども、そのようなことの中でも、時代に及ぼす影響等を私たちは十分見ていかなければいけないのかなとは、いろんな審議会、お願いしている委員さんの報酬等も、当然そこでは見直されてくるのかな。大事なことは行政評価、私どもはどうしてもノー、やればやりっ放し、そのことについての評価が極めて甘いということを一般的に言われておるものですから、行政評価制度、このことを当然していかなければならないのかなと、そんなふう考えております。

〔「ごめんなさい、ちょっといいですか」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） 議長。

私、理想を語る、大事なことだと思いますけれども、この大きなものを途中でやめるということは、もう数字的なものから何から全部を調べ上げ抜いて、それで私はこれでやめるという腹がなかったのかなというところが情けないなと思ったんです。

アンケートで合併をしたいという人の数がかなりありましたよね、9割近かったです。それをやめようとする長なんですから、もうちょっと役所的に、これもそうなんですけれども、非常に言葉的にはいいんです。だけど、ではどうなんだというときに、岩小の耐震が終われば終わりです。いや公民館だってかなり老朽ですよ、武道館だってですよ、図書館だってないですよ。もう数え上げたら切りがないほど不満はありますよ。そういうものをどうする、税金はどうなる、そういうのをきちんと試算したあげくに、合併はやめて自立するんだということでしょう。それが、まだ草案ですとか、そういう次元のものだとは、私は思っていなかったんですよ。本当にがっかりしました。

それで、私は、この広報の臨時号を出されました。それで、ああだろう、こうだろう、そうだろうなんです、すべて。具体的なものは何もなかったんですけども、ただ一つ、ごみ処理の問題、現在加入している栃木地区広域行政組合の施設が、合併後も継続して利用できるかどうか、また精算する場合、12億円の精算金のほか、南部清掃工場の解体費用の負担も考えられますということで、きちんとした数字をここだけ述べているんです。私は議員をやって、広域の議員もやらせていただいたんですけども、このきちんとした数字がどこから出てきたのかなというところを伺いたいと思います。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

担当課長のほうから、その数字につきましては述べてもらいたいと思います。

○議長（小林 長君） 企画課長。

○企画課長（熊倉正志君） 議長、企画課長。

7番議員の再質問にお答えします。

広域のごみの件でございますけれども、これにつきましては、仮定というふうなことから、広域のほうの担当職員のほうに、精算するとしたらばどんなふうな金額になりますかというふうなことで、答えをもらったところであります。

具体的に申し上げますと、基本的には、イニシャルコストの分と、あとは包括的といえますか、固定費と変動費の関係がありますけれども、固定費ですね、要するに29年までそれを運営した場合に、固定費がどれぐらいになるのかというふうなことをお聞きしまして、それによりますと負担額が5億6,200万、それから長期契約委託額が6億2,700万、計11億8,900万というふうな数字の回答を得たところです。

そして、そのほかに当然のことながら、現在北部清掃工場の解体というふうなことを行っ

ているというふうなことでございますけれども、南部清掃工場につきましても、今そのままの状態になっているというふうなことでございますので、それらの解体費についても、同じような形で負担はしていただかなければなりませんというふうなことで、お聞きしているところです。ですから、そのような形の数字をここでは提示をしているということです。

以上です。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） 議長。

私は、こういうものは非常に住民の不安をあおるものだと思っているんです。栃木を抜けたらごみがここに利用できないのか、できるのか、それから佐野に合併したときに、この精算をきちんとしなきゃ合併ができないのか、私はそういう次元の問題だと思っているんです。ですから、佐野と合併したときに、こういうものが発生してというところで、それがここにくるとかなりかかっちゃうんだね、でも私、毎日日常生活の中にごみをどこにも持っていけないなんていう行政はないですよ。そんなことをしたらおかしいですもんね。

だから、そういう表示の仕方ですか、ふだんはぼかしているのに、なぜここだけ金額を入れたのかなというふうな。また12億という金額が高いか安いかわかりませんが、そういうもので臨時号、合併の、私見てみたんです、この特集号。そうしたら、ここには、広域でやっているけれども、その起債があると、借金があるんだというぐらいまでのことをきちんと書いてあって、そのほかはないんです。

それで、私は、広報というのは公平・公正が基本だと思っているんです。だれのために出すんだというということなんです。町民のために出すわけですから、町民がこれを見て判断をするわけです。だけれども、この臨時は、これは休止をしたということは、私たち議会も認めていないわけですし、それを休止したことによって署名も起こったぐらいの状況ですから、じゃこれは住民が果たして公平・公正かというところですよ。だれを説得しようとしているんだ。だれのために出しているんだ。

全員が私たち反対した中、たった1人が賛成したとします。では、そのたった1人の賛成の人のために、こういうものってつくっていいのかなという疑問だったんです。これは個人名で出すべきであって、町の臨時号として、町全体が休止になって全員が認めたというときに、初めてこれですよ。ではなくちやおかしいかなと思っているんです。その点に関して、今この数字とか財政の人が書いたということで、じゃ全部これが要するに、そちらの行政のほうで全部納得して書かれたんだなということを確認したんですが、それはそれでいいんで

しょうか。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

説明責任ということで、私どもではあるがままの姿を今出したつもりでございますけれども、先ほど、7番議員さんが言われましたように、議会は休止を認めていないと、確かにご説明に上がったときにはだめだということと、時間をかけてやりなさいよという中で、多数決をとればそういうふうに決まるわけですけれども、先ほども言いましたように、休止を私は申し入れをいたしましたと、休止そのものというものが合併協議会にもう上がっているわけでございますので、そういう意味では議会もそのことをやむを得ないと、賛成じゃないけれども、休止はやむを得ないということだったのかなというふうに、私は合併協議会のほうで休止そのものが決定をされたわけでございますので、私にしてみれば、議会の皆様もそういうことで納得はしていないと思いますけれども、形とすればそのような形がとられたなというふうに、私は思っております。

この説明、あるいは広報の臨時号につきましては、先ほど言いましたように、説明責任だけはきちんとしていなど、そういうつもりで、一党一派あるいは私の考え方というのは当然ここには書かれておりますけれども、そのことによって極めて広報にふさわしくない、そのようには私は考えなかったものですから、皆さんの知りたいことをきちんと言いたつもりだったんですけれども、そのようなお考えがあることは前にも言われましたけれども、そのようなつもりで私は広報を発行させていただきました。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） 議長。

私は、この広報を発行する場合は、協議会で全部意見が出尽くした結果をここに書いて、さあ合併したらどうでしょうかという広報にしてほしかったんです。ですから、今町長に聞いたように、自立を目指すなら、自立を目指すような体制がきちんとしてあって、それが納得のいくものがここに出てくれば、私はそうなのかなというふうに思いました。ただの言いわけをここに述べて、懇談会をやるということはいかがなものかなと今でも思っているんですけれども、それでかえって町長が言っていることがわからないよという人もいましたし、不安をあおったということ、そういうことを何か増長させたのかなというふうに、その懇談会がですよ、そういうふうに思いました。

また、そのあと、地域で開催されて、合併に関する研修会というのがございまして、地域

の人がぜひ出てくださいとおっしゃいましたものですから、出席させていただいたんです。その中には、町長ご夫妻とそれから県会議員がいらっしゃいました。それから支援者がいらっしゃって、そのときに配られたチラシがこれなんです。それで、ここでいろんなことが書いてあります。佐野と合併したら税金が上がる、介護保険料が上がる、農家の減反面積がふえる、受験が大変だ、救急医療体制が問題だと書いてあるんです。どこがどう大変なんだというのはいないんです。だから私は、この広報のこの取材とこれと、何か雰囲気的に似ているなというふうに思っているんです。私はきちんとしたものを出したほうがいいですよ、そのときの会場の人にも言ったんです。

一部の町議が合併を強力に進めるって、合併もくろむ私利私欲利権があるのかって書いてあるんです。私なんか何もないですよ。だから、こういうものはどなたがいるのかちゃんと示したほうがいいでしょうということ、私は意見として言わせていただきました。

その中で、とても大事なことだと思うんですけども、この中に、先ほど構想の3つの中の岩舟町をあえて2市6町に残して、1市5町への可能性もちゃんと残したというふうに言っていて、それで2市6町だという発言をなさっているわけです。そこに一緒にいらっしゃるんですよ、町長は。そうすると、町長は、では2市6町を目指しているのか、そういう懸念もあるんですけども、私のところではそういう説明で、下津原のほうでもそう説明した。では小野寺はどう説明しているのかというふうに疑問を感じたんですが、町長のご意見はどうでしょう。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

ミニ集会という形で、私もそこに積極的に参加をして、いろんな意見を聞かせてもらったり、お話ししたりしているということでございます。確かに県の構想、2市6町というものが、私は3月31日でなくなっちゃうのかなと思ったんです、県の構想そのものが。それではなさそうで、それがずっと生きるんだよというお話、優遇措置というものはなくなる可能性があるけれども、手がけたところには財政支援措置等もあるような話も聞いておりますけれども、いずれにしても県の構想というものが、そこに2市6町構想というのが平成19年11月27日だったと思いますけれども、合併支援本部という中から県が策定して、構想を決定したというふうになっておりますけれども、非常に例えば言いわけするなという話になるかと思っておりますけれども、佐野市、田沼、葛生町、4年かけているわけです。4年の中で対等合併というものを追求して行って、合併が成就しているわけなんです。

確かに期限のない中で合併をする、そういうことの無理はあったなと思います。それで、一番とすればやっぱり中長期的にそういう考え方も、2市6町という考え方も当然あるんじゃないか、その中では優先的には1市5町、今は1市4町ということになっておりますけれども、確かに相手のいる、相手のある合併ということになりますと、2市6町というものがいつになるかも、これも私どもにはさっぱりわかりませんし、新法期限内、これはほとんど不可能に近いかな。法期限にとられない合併ということになりますと、地方自治法に基づいた合併というのが、このあと出てくる可能性、あるいは本当に自主的になってくるんだと思いますけれども、そういう条件の中で対等に合併できる、対等合併という条件というものがあるというような、そういう我々がずっと主張しておりました納得のできるものを追求していく。

これは自立というものは、当面合併の方向性が可能性がないとすれば、当面は自立をしていかざるを得ないでしょう、私はそんなふうにして、考えております。ですから、私のリコール問題が極めて大きなウエートを占めてくるわけございまして、そのあとの町長選挙ということも当然考えられるわけでありましてけれども、そういう中ではきちんとしたものが訴えられるようにはしなきゃならないし、当然そこまでには準備をしていきたい、今の状況の中では当面自立を目指していきたい、そんなように考えております。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） 議長。

最終的には、対等合併の条件が備われば2市6町という、そういう答弁でいいのかなと思っただけですけども、2市2町になりますね。そうすると栃木、1市4町が1市になりますものね。だから、栃木市、小山市、野木、岩舟、2市2町で対等合併が

〔「2市2町、そうですね」と言う人あり〕

○7番（広瀬昌子君） そうなんですよ。2市2町が整えば、対等合併の条件が整えばという、そういうご発言でそれでよかった、最終的にそうなのかな、それを目指すのかというところなのかなと、

〔「いえ」と言う人あり〕

○7番（広瀬昌子君） そこら辺をはっきりしたほうがいいかなというふうに思いました。今対等がだめで中止を申し入れた私たちが、2市2町で対等でいけるか、ちょっと不可能かなというふうに私たちは思っているんです。やっぱり岩舟町を引っ張る人は、やっぱり現実を見たほうがいいかなというところもあります。

さて、5月9日ときょうの新聞にも、下野新聞に県議会の選挙区と定数見直しを検討するという記事がございまして、2005年度見直しでは、選挙区は合併した新市町を分裂させないとした経緯があり、栃木市と4町で1選挙区の新設とありまして、岩舟町が単独で残ることになり議論を呼ぶという記事でございまして、その選挙区にも本当にこの合併は大きな影響を与えたのかなというふうに思いました。

これが、佐野と合併を選んでいて、8月に調印となれば、佐野市と栃木市の選挙区ということで、県会議員のほうもうまくおさまったのかなというふうに思っているわけなんですけれども、今町長はその県議と選挙区の行動をともにしているわけなんですけれども、行動している議員の選挙区の長として、今度、行動に対していろんな選挙区まで、これから見直しの中に大きく影響するわけなんですけれども、そういうことに関して、今その県議とご一緒に行動していることについて、どう感じていますか。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

県議と、私のミニ集会に来てくれているものですから、行動をともにしているということは事実かと思えます。県議の非常に明確な1点は、2市2町ということになるんでしょうけれども、そういう中核的な三十数万の町を、市をというふうに県議は最後には必ずその言葉が説明をつけているようでありますけれども、私はその方法も一つはあると思えますけれども、しかしそれはいつになるという話には、全くこれは我々にとっても予測のつかない問題でありますので、可能性を私は探るとすれば、当面という言葉にあらわれるんでありますけれども、そういう条件が、それは佐野の問題も含めて、条件が整うまで我々は当面自立する道や、あるいは皆さんとこの町をつくるという道を選ばざるを得ないのかな、2市6町がベストだと私も思ってはおりませんけれども、県の構想の中ではそのように言われているということは承知をしております。

○議長（小林 長君） 広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） 議長。

最終的に、町長のお考えがはっきりわからないものですから、でも、2市6町を、2市2町を掲げている県議とご一緒ということは、2市2町なのかと思われても仕方がないということです。まして岩舟町は、1市1町の住民投票が多かったわけですし、そういう状況を勘案して、どう統一するのか、だから私は聞きたかったんです。いずれにしても、解職請求を受けた町長に対して願うことは、住民に対してうそのない、そういう発言、そういう姿勢を

取り続けてほしい。私たちが、この町長は、方向はきちんとこれなんだというものが選挙を戦うときにきちんと出るような、そういう戦い方をしていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（小林 長君） 7番、広瀬昌子君が終わりました。

これにて暫時休憩といたします。

再開は午後1時からといたします。

(午前11時58分)

○議長（小林 長君） 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 富 田 清 君

○議長（小林 長君） 一般質問を続けます。

3番、富田清君。

[3番 富田 清君 登壇]

○3番（富田 清君） 議長、3番。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問を行いたいと思います。

最初に、合併についてであります。

住民投票を経まして、佐野市との合併を目指しました。合併は、住民にとって高いサービスと負担は軽く、そして町の将来の発展がなされる。これは、さきの合併法においても基本的な考えとされているところであります。協議も始まりましたが、協議の冒頭、佐野市長は期限内の合併を目指すということから、合併方式は編入が望ましい、こういうあいさつ・示唆しているわけでありまして。これに対しまして、針谷町長、対等合併の主張、いわゆる町民の利益を考えたとき、私は当然のことであったと思っております。

町内においては、早期合併と対等な立場から慎重な協議という2つの流れから、町内が二分された状況となり、このような状況の中で協議を進めていくのは、岩舟町民にとって利益にはならず、禍根も残しかねないという判断から、休止の申し入れを行ったのではないでしようか。

私も、これまで、期限にとらわれない十分な論議を行うこと、このことを主張してきたわけでありまして。第2回の協議会において、岩舟町長から休止の申し入れが提案され、激論の

中で協議会は休止を決定したわけであります。これ以来、早期合併を目指す会では、町長のとった行動に対し、町長は自己利益擁護であるとか、住民無視であるという、誹謗中傷に明け暮れ、政策的論議もない中、リコール運動へと発展してしまいました。これでは、町長の再提案もできる状況ではなく、好ましい状況とは思えないわけであります。

これまでの合併の歴史を見てみたいと思うわけであります。明治以来、何回かの合併もございました。その合併には目的があったわけであります。明治の大合併、それを見てもみると、当時富国強兵、この政策に対応した地方制度の整備でございました。特に近代国家として列強にくみし、帝国主義国家の樹立を目指す上で、徴税、徴兵、国民教育するために必要な戸籍の整備と国民掌握などの実務を担い得る行政機関の体制づくりであったわけであります。

そして、昭和の大合併では、戦後の復興から高度経済成長につながる体制づくり、国と自治体の行財政能力を産業基盤整備につぎ込む、それにふさわしい行政規模の拡大という点にねらいがあったわけですね。特に戦後の日本国憲法と地方自治の推進、つまり国民の福祉、基本的人権の保障と地方自治の本旨が制定されたことから、その担い手としての自治体づくりもあったわけであります。

ところが、平成の大合併には、こうした側面が基本的にはありません。逆に住民の身近な問題に行政の目と手が届きにくくなる、開発行政は進んでも福祉は後退する、住民の自治は弱くなり手薄にならざるを得ません。ここがかつての大合併と違うところであります。

1965年に合併は特別法として施行されたわけであります。自治体の自主的な判断によって合併するというものでした。それが今日に至ってきたわけであります。合併も思うように進まない中、1999年に地方分権一括法に伴う受け皿づくりとして、2001年に出されました町村合併支援プラン、そして合併特例法による法律の期限である2005年3月までに、十分な成果を上げられるように強力に促進する必要があると述べ、極めて露骨な誘導策を打ち出したわけであります。

こういったことに対し、全国町村会は、強制合併は反対である、こういう特別決議を採択するなどしているわけであります。合併は、行政改革の最たるものといっていました、合併のブレーキになっては困るということから、国においては、合併特例これが最後ということで、合併推進策として、あめを与える誘導策を強めてまいりました。その代表的なものが、制度として普通交付税の10年間の保証と5年間の激変緩和措置、合併特例事業における元利償還70%の交付税措置等々でありました。しかし、10年、そして15年後になりますと、大幅

に税は減っていきます、それに直面することになるわけであります。

こういうことで平成の大合併は行われ、そして全国では3,218の自治体が1,821に、栃木県でも41自治体から31自治体になっています。これで合併特例は終わったわけでありますが、残された自治体があるということから、新制度がつくられたわけであります。新制度では、これまでの特例が変更され、2010年3月までに合併すれば普通交付税の5年間の保証と5年間の激変緩和措置、合併推進主体の40%の交付税措置がありますが、現在に至ってはそれを受けるとは厳しい情勢であるわけです。合併は、ゼネコン的開発行政は進むものの、以後における財政負担など、住民の暮らしや福祉のサービスは後退するという結果となるのではないのでしょうか。

住民においては、合併賛成の意思が多いようですが、内容に至っては十分理解されていないところも見受けられます。佐野市の合併協議が休止された今日、今後の町づくり、これを提案する前に町長リコール運動に発展してしまいました。いずれが選択されたにしても、町内が二分された状況の中で進むのは、町民に禍根を残すと同時に、よい状態とは言えないのではないのでしょうか。

これまで、先人によって岩舟町がつくられました。合併することにより町が消えるわけですから、当面自立の方向で進めつつ、町のさらなる発展のためにどうあるべきか、自立、合併を含め財政、経済、教育、文化、福祉等々、町づくりのビジョンを示し、町民の合意形成を目指すべきではないのでしょうか。その点についての考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、税の減免制度についてであります。

2007年度夏に、アメリカのサブプライムローンの問題としてあらわれた金融危機、当初の予想を超える速さでヨーロッパやアジア、それを巻き込む国際金融危機に拡大をいたしました。その後、危機は、昨年2008年秋のアメリカ大手金融機関の相次ぐ破綻、世界的な株価暴落を経て、世界金融恐慌に発展し、これと連動して住宅市場だけでなく、広範な産業分野においても急激な市場収縮と企業業績悪化が生じ、世界同時不況の様相を呈する状況となり、日本経済も未曾有の影響を受けているわけであります。

町内においても、労働者や中小業者の仕事が激減する、雇用もままならぬ状況であります。このことは、一般消費経済にも及び、町民の可処分所得の減という状況が顕著にあらわれているのではないのでしょうか。こういうもとでの生活保護世帯も急増するなど、町民の生活は一段と厳しくなっています。こういうもとでの税負担が生活に重くのしかかり、払いたくても払えない、こういう世帯がふえています。

税条例によれば、申請による減免措置がございます。しかしながら、その具体的な基準が示されていません。これでは申請もできないのではないのでしょうか。県内においては、実施要綱を定め対応している自治体もあります。当然減免条例があるわけですから、条件に合った人がだれでも申請できるように、具体的な要綱を定め、対応すべきではないのでしょうか。

以上、答弁を求め、私の1回目の質問といたします。

○議長（小林 長君） 町長。

〔町長 針谷育造君 登壇〕

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

3番、富田清議員のご質問にお答えしたいと思います。

最初に、合併についてのご質問にお答えします。

7番議員の一般質問にお答えしたように、合併休止後の「岩舟町の方向性」については、当面、岩舟町単独での自立を目指したいと考えております。

単独での自立を目指すためには、議員ご指摘のとおり、町の将来の方向性を示す「自主・自立構想」が必要です。そこで、現時点において私が考えている自主・自立構想の概要について申し上げさせていただきます。

最初に、自主・自立のまちづくりの主要な基本理念としては、1つ目は、地域に息づく文化や歴史を礎にして発展するまちづくり、2つ目は、住民参加を基本に「わが町いわふね」に誇りや愛着の持てるまちづくり、3つ目は、地場産業の振興や企業誘致などにより地域経済の活性化を図るまちづくり、4つ目は、住民や地域を主体に住民自治を進めるまちづくりなどを基本理念にして、岩舟町の地域力を高めていきたいと考えています。

次に、自主・自立に向けた主要な基本方針としては、1つ目は、「自主・自立を支える安定した財政基盤の確保」を目指します。将来的に自主・自立したまちづくりを続けていくためには、それを支える安定した財政基盤の確保が必要です。そのためには、地場産業の振興や企業誘致など産業の振興を図り安定した収入を確保するとともに、町各種事業の総点検を行い、事業の重点化による支出の効率化と優先度や事業終期の設定による計画的な財政支出を目指します。

2つ目は、「行政改革と協働による効率的な地域経営」を目指します。自主・自立を目指して行政改革を進めていきますと、行政が担うサービスの範囲は縮小の方向に向かいます。しかし、行政の役割は町民の豊かな生活を守り、向上させることにありますので、今後は行政改革とあわせて、町民や地域との協働による効率的な地域経営を行い、持続可能でかつ豊

かな町民生活の実現を目指したいと思います。

3つ目は、「地域経済の活性化」を目指します。自主・自立していくためには、財政等を切り詰めるだけでなく、地域経済の活性化が必要不可欠です。そこで、企業誘致等により働く場の創出や人口増加を図る必要があります。また、地域特産品と観光のネットワーク化を推進し、交流人口の増加などを図り、地域経済の活性化を目指したいと思います。

構想には、行財政改革など厳しい内容も含まれていますが、栃木県においても、～栃木県財政の健全化に向けて～を副題とする栃木未来開拓プログラム（試案）が5月に公表になり、「選択と集中」により当面の財源不足を解消し、誇れるふるさと「栃木」を未来につなげていくための財政基盤を確立していくとしており、行財政改革と地域の活性化はすべての自治体における課題となっています。

なお、自主・自立構想の策定、推進に際しましては、町全体で取り組む必要がありますので、住民、各種団体、議員、行政など町を挙げて推進体制を組織し、協議する中から合意形成を図りたいと考えております。

続きまして、町税の減免についてお答えいたします。

町民税は、地方税法第323条において「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要と認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。」とあります。

これを受けまして、本町においても岩舟町税条例第51条において「生活保護を受ける者その他特別の事情がある場合において特に必要があると認める者については町民税を減免することができる。」と規定されております。

次に、固定資産税及び国民健康保険税の減免につきましては、地方税法第367条と717条、町条例におきましては第71条と町保険税条例第23条の2に同じように規定されております。

これに基づきまして、当町ではそれぞれの税目において減免を実施しております。申し出がありましたら真摯に対応をしていきたいと考えております。

ご承知のように、町民税・国民健康保険税につきましては、前年中の所得に対して課税される前年所得課税主義の賦課決定方式をとっております。当該年度において何らかの事由により収入の減があった場合には納税相談を十分に行い、減免の救済措置としての徴収の猶予、納期限等の延長により対応してまいりたいと考えております。

○議長（小林 長君） 富田清君。

○3番（富田 清君） 議長。

ただいま答弁をいただいたところでございますけれども、私は今回の質問の中で、あえてこれまでの合併の歴史を簡単に述べました。あくまでもこの合併というものは、合併法にも定められてあるように、自主的なものであるわけであります。過去の合併においては、それなりの目的があった。特に昭和の合併においては、新しい憲法が公布されまして、栃木県などいち早くそれを受け、170あった自治体が49の自治体へと合併したわけであります。

こういうもつで、この平成の大合併が強引な主導がなされたときに、あの当時渡辺県知事は、栃木県は昭和の合併で十分合併を果たしているから合併は進めないんだ、こういうふうな発言もあったわけであります。しかし、福田知事になってから、この合併を強引に進めてまいりました。あの合併は1965年代、もう国は合併しろ、合併しろ、栃木県もしました。しかし、全国から見ればなかなか合併は進まない。それを10年間、10年間延長して、合併しなさいということで指導したわけですが、進まないがために、あのあめとむちといひますか、合併特例債、それと税の保障ですね、こういった施策を出してきたわけであります。

今言われるならば、後からつけたような言葉ですが、地方分権一括法が出されまして、それに対応できるような町をつくらなきゃならない、こういうところが強引に出されたわけだ。だから、どうしても2005年3月までには合併しなさいよ、もうこれが最後ですよ、そういうことで町村会も大変こんな強制合併は問題と言ひながらも旗を振り、進めてきたというのが経過ではないかと思ひわけだ。

こういった点からいひますと、地方分権、これまで行政を携わっている執行部の皆さんにおいて、もうかなりの分権がなされております。やはりこの今、分権のためには合併しなくては町はやっていけないんでしょか、この辺ちょっとどうなんですか。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

幾つかの県、あるいは国からの事務が分権という名前て来ておりますけれども、私の基本的な考え方の中には、県の行政と市町村の行政の私は二層性というものがあるかと思ひております。確かに住民サービスということになりますと、いろいろな意味で岩舟町の役場でワンストップですべての事務が完了できるというのは極めて望ましいことではありますけれども、その町には、あるいは大きな市、町、それぞれ特色が私はあると思ひますし、力量という言葉で申し上げたくはないんですけども、人的な制限もございまして、仮に岩舟1万8,400ぐらいの町と、30万あるいは40万という市では大分違うかと思ひますけれども、小さ

い町、そして小さい町にはいろんな特色のある行政が展開できるとすれば、県と町との二重構成みたいな形での、あるいは広域行政や、あるいは地域連携、こういうものというものがそこには必ず用意をされておるものですから、分権ということ、望ましいことには間違いありませんけれども、その市町の置かれている条件によって対応は分かれてくるのかなという気が私はしております。

以上です。

○議長（小林 長君） 富田清君。

○3番（富田 清君） 議長。

私もまさしくそのとおりでと思うんです。これは、本当に分権があるんだから、その受け皿の自治体をつくりなさいというのが、今度の後からつけられた条件といいますか、国の指導なんです。本当にこれ、やりようによってはいろんなやり方があります。特に保険業務とかその他がございますけれども、今町長が言われましたとおり、近隣の広域行政で対応したり、また当初の国の方針の中でも、できない自治体はそれは県がやる、こういう方向も出しているわけでありまして。もうかなり分権されております。こういった点で、私は分権があるから合併はどうしても強引に進めなきゃならないという理由は成り立たないんじゃないかと思うわけでありまして。

そこで、いろいろ感じるわけでありましてけれども、確かにこれまでの合併論議の中で、前町長は本当に岩舟町は合併しなければもうやっていけないんだ、こういうふうな話をずっとされてまいりました。そして、1市5町における研究会も早々と進めてまいりました。どうしてもその合併を進めなきゃならない、こういう宣伝を国も県も町もやってまいりましたから、住民は合併しなければ岩舟町はやっていけない、こういうふうな感覚に陥った方たちもたくさんいるんじゃないかと思うわけでありまして。

私も、こういう席をかりまして、合併すれば財政的に豊かになるか、決してこれ豊かにはならず、逆に大変になっている、これが全国の実態であります。特に、今、平成合併したところは、合併特例債や、また交付税の保障によって一定の税収がある、そういう形がつけられているわけでありまして。そして、その合併特例債を本当にどんどん取り入れたところは、後で破綻をする、こういうのが関西の自治体、その他の自治体でも出ているような状況でもあるわけでありまして。

これは、確かに合併しますと、特例債事業で大きなお金が来ますから、いろんな事業が当面はできます。しかし、これも決してただじゃないわけです。前では70%の一応補助がご

ざいますけれども、その借金がこの補助が終わって、10年、15年後には返済も始まり、そして税収もなくなってくる、こういう状態が来るわけです。こういったところ、当然わかっておりますから、それなりの財政計画も立てて行うわけでありましてけれども、私は決してそういった点では、よりよい財政状況が生まれるとは言い切れないと思うわけでありまして。

町民の中で、本当に岩舟町が夕張になってしまうんじゃないか、こういう声もたくさん聞かれます。夕張は、本当に炭鉱の町として閉山され、本当に町の経済が変わってしまいました。そこで考えたのが、観光行政や町づくりでありました。ところがそれがうまくいかない、そのためにそこにどんどんお金をつぎ込みました。それが借金がふえて、収入が上がらない、自転車操業になって破綻をするという結果が、夕張であったわけでありまして。

私は、この岩舟町の財政で将来やっていけるかどうか、最近の19年のデータをとってまいりました。全国の町村の中で、岩舟というのはあらゆる財政指数から見て、平均の7割ぐらいの高いところにおります。もし岩舟町が破綻するならば、全国の町村の7割の自治体が破綻をするということも予想されるわけでありまして。こうなりますと、国家の存亡にもなるわけでありまして。私は、そういうことは当面ない、そういうふうには言えるのではないかと思うわけでありまして。

そこで、特に佐野市との合併、町民はアンケートでもってそういう方向を出しました。しかしながら、今リコール運動だ、さまざまな合併論議の中で、町民の政治意識も大分高まってきた、私はそう感じるところがございまして。いろんな中身について、町民と論議ができるような情勢になってきたな、そういう感じがするわけでありまして。特に、佐野との合併は来年3月が期限、もういろいろ手続上間に合わないと思うわけでありまして。

この岩舟町は、今の交付税法のもとで、小さい自治体ということで特別な交付を受けているわけでありまして。もし、合併をすとなりますと、佐野にしても栃木にしてもそうなんですけれども、岩舟町に来ている税金が減るわけなんです。これは激変緩和措置、これがとられているわけです、交付税制度の中で、10万人以下の自治体の場合。この影響も当然合併していく町も、受ける町もその影響は出てくるわけです。その額が幾らかになるか、当局でおわかりならばちょっと答弁していただきたいんですけども。

○議長（小林 長君） 企画課長。

○企画課長（熊倉正志君） 議長、企画課長。

3番議員の質問にお答えします。

合併したときに、どのぐらい地方交付税が減るのかと、その比較というふうなことでござ

いますが、一概に具体的な値を与えなければ比較はちょっとできません。しかしながら、もし岩舟町がこのまま10万人だというふうなことで仮定した場合には、どのぐらい交付税が減るのかということだけは、単に人口の比率、10万人が標準でありますけれども、その標準にした場合と現在との比較というものはしてございます。それによりますと、これは20年度ベースでございますが、20年度が12億8,770万5,000円という普通交付税でございましたが、これが4億6,150万4,000円減るというふうな結果になります。ただし、10万人規模になれば、いわゆる基礎基準財政需要額がふえるところもちろんあるわけですので、そういうものを抜きにして、単に10万人になった場合ということだけの比較では、そんな数字になるかというふうに思います。

○議長（小林 長君） 富田清君。

○3番（富田 清君） 議長。

そうなんですよ、今の交付税制度は、全国の自治体が一律に行政運営ができるように、こういう形でとらえているわけでありまして。10万人を基礎にするということで、岩舟町がその恩恵を受けるといいますか、今の計算で四億六千数百万ということになりますと、この合併はもう期限に間に合わないという仮定で行くなれば、行く側も受ける側も、激変緩和措置もありますと、私がざっと計算しますと約35億からの財政がなくなる、こういう計算になっていくのではないかと思います。だから、もう合併すれば豊かになるとは一概に言えない、こういうことも私は認識していく必要があるのではないかと思うわけでありまして。

先ほどの町長の答弁の中で、合併に関しまして、1市1町、2市6町、自立、こういう方向性を出しました。当面、自立の具体的な提案もございました。私は、先ほど町長が言われた自立のまちづくりの計画といいますが、考え、非常にいいような、実際それが本当にできるのかどうかという点では、ただ文章上の書かれた机の上の計画にしかすぎなくなってしまうのかなというような感じもするわけです。もちろん、それも本当に具体的に描いて、そして町の振興計画、大きくは町の振興計画に沿っている形だと思いますけれども、それで振興計画のそれに対する変更もしていかなきゃならないと思うわけです。

しかし、町民もいろいろ合併も言っております。合併してもいいよというところがございます。しかし、そういった点で、やはり1市1町、2市6町、1市4町も含めた、要するに町が合併した場合、どうなるのか、どうあるべきなのかということも含めた私は案といえますか、こういうものはつくっていく、また研究していく、そういう必要があるのではないかと思うわけでありまして。町民の素朴な考えの中で、自立できればそれでもいいんでしょう

けれども、岩舟町は残されてしまうんじゃないか、そういった懸念も抱いている町民もたくさんございます。これは何とも言えませんけれども、本当は自立できれば一番いいんですけども、それでみんなほかは合併する、岩舟町は残されちゃうんじゃないかと、こういった心配もあるわけです。

しかしながら、私は1市4町の中でも、岩舟を迎えていきたい、こういう考えもまだあるようです。しかしながら、1市4町を見ても、今、藤岡の住民投票がどうなるのか、西方においてもどうなるのか、非常に不安の中で協議が進んでいるような気がしてなりません。こういった近隣の動きというものも、注目していかなきゃならないんじゃないかと思うわけがあります。

そういった総合的な動き、視野に入れた町づくり計画というものも、私は立ててもいいんじゃないかと思うわけであります。先ほど町長が言われました。本当にそのとおりでできればいいんですが、具体的な裏づけと経済的な動向や将来の人口の推移、さまざまな問題を考えてつくっていかなくちゃならないわけですけども、こういうやっぱり将来ビジョンと申しますか、そういうものをやはり今の振興計画に肉づけして、また合併して1市1町の場合こう、1市4町の場合こうなる、独自の場合こうなる、これひとつやはり具体的にまとめて、それで皆さんの町民の意見も聞いてみるということも必要じゃないかと思うわけであります。

私は、いずれにしても、今みたいな形でもって岩舟町がリコール運動に発展して、そしていずれかの方向で町が進んでしまう。いずれにしてもこの状態では、町民の間にわだかまりは大きく残ります。私は、全体が一体になるということは無理です、少なくとも7割ぐらいの住民がそれでいこうという空気をつくっていきたくと思うんです。それは時間をかけてもいいと思うんです。そういった点で、当面は自立の中で総合的な計画を町民に示し、それで研究をし、合意形成を図って、町は今後進むべきだ、そう私は思うわけであります。

先ほど、自立の案もいろいろ出されましたけれども、佐野との合併も考えて、栃木との合併も、1市5町も考える必要がある。2市6町もそうです。そういう総合的な、現に1市1町は、要するにあの時点で協議をしても、その辺の保証が得られない、私もそう判断しました。とりあえず来年の合併に間に合えばいい、そういうのが私は見え見えに思えたんです。

それで、後からおっつけていくという、本当に佐野から見てこの東部地域をどうするのかとか、こういうところの具体的な計画、ちゃんとした図面に起こした計画というものがやっぱり示されていかなきゃ私はならないと思うわけなんです。そういった点で、私は今回の休止ということはやむを得なかった、これからこそ本当の対等な協議も研究もできる、私はそ

う思っているわけでありまして。これは自立を含め、1市5町も含め、2市6町も含め、そういう研究をやって町民に示していただきたい、そう思うわけでありまして。町長、その辺どうでしょう。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

3番議員の再質問ということになるかと思えますけれども、私もいろんな方法が私にはあると、町民の皆さんにもそのことを具体的にお示ししながら、先ほど7割という皆さんの合意というのが最低だというお話も出ましたけれども、まさに皆さんがこの町をどうするのかと、そういうための私は当面自立をしながらそういう方向、あるいは具体的な提案、具体的な計画等を示しながら、じっくりと腰を据えても私はこの問題はよろしいのではないのかな、これからいろんな意味で一人一人の住民の方々が、残念ながらその心が通じ合わないような、殺伐としたような社会が当然今懸念されているわけでございまして、当然私どもとすれば最後のセーフティーネットが町である、あるいは自治体である、そのことをきちんと見据えながら、今提案のありましたことを十分かみしめながら、私どもも主体的にこの問題に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小林 長君） 富田清君。

○3番（富田 清君） 議長。

確かに、そのとおりにやっていただきたいと思ひます。ただ、口の上ではなくして、やっぱりいろんなまず執行部の中で、いろんな角度でまた研究してみて、町の将来はどういう形が望ましいのかなというところもやはりつくって、そして議会、町民にもこんな方向でいきたいと思ひただけけれども、いろんな方にそういう意見も聞いてみるという、具体的にそれを出発していただきたいなと思ひんです。

針谷町長も、この岩舟町で職員として四十数年働いてまいりました。町のこともよく知っているわけです。こういうところの経験も生かして、ぜひとも町民が一体になれるような、そういったまちづくりの方向で頑張っていたきたい、私はそう思ひわけでありまして。そういう方向で、ぜひとも頑張っていたきたいということを申し上げたいと思ひわけでありまして。

さて、減免制度についてであります。

私は、この問題を平成17年にも国保税に関して提案をいたしました。具体的に進んでいないようであります。先ほどの答弁ですと、あれば対応していきたいということでございまして

けれども、減免制度の条例があるわけです。具体的に今度実施をすとなりますと、どこまでが対応の対象となるのかとかあるわけです。それには、一定の数字的基準といえますか、それがなければ判断できないわけです。常に、担当する職員の考えや町長の考えで決まるのか、こういうのであつてはならないと思うわけでありませう。

そこには、きちつとした実施要綱というものがあつて、初めてできるのではないかと思うわけでありませう。特に、この経済危機の中で、ことしなどは本当にそういう問題を抱えた人たちがたくさんございませう。私ももう数人、ここへ来て何人ですか、そういう相談を受けておられます。ただし、申請をするといつても、これ申請してもどうなのかわからない、やはりきちつとしたほかでは基準があるんです。申請用紙もちゃんとあるんです。申請して、これだったら該当すよとつところの基準がありますから、それに沿つて処理できるわけでありませう。

特に、本当に今こういう経済危機の中で、そういう人がどんどんふえてきていませう。本当にこの税の負担というものが、働いた収入の半分以上占めるような家庭もございませう。年金も大変だ、国保税も大変だと、そういう状況でありませう。それでありませうから、特に地方税は、前年所得に対しまして本年度課税ということでありませうから、去年は一定の所得があつた、けど今はないんだと、こういう状況はあるわけだ。特に、今の経済状況の中で、日本国民の世帯の約4分の1世帯が預貯金がない世帯だと、特に私は町内を見ませうと、若い人たちの世帯なんかは、私はそういうふうな世帯が結構あるなとつふうに見ているところもございませう。

それと、もう定年退職した人たちは。国民年金だけの世帯なんです。本当に国民年金の世帯だけで、年金を受けるようになった、それで生活す。しかしながら、これまで何とか働いて、そこにプラスアルファをして生活してきた。ところが、本当にこの経済危機からばたつと仕事なくなつてしまつたということなんです。そのために、もう役場からも税金来ている、督促も来ているんだけど、払えないんだ、もう生活保護だなんて言っている。保護になるさまざま規定もございませうから、払えるものなら払つていきたいんだ。

しかしながら、きちつと制度があれば、それによつて申請することによつて、税の減免、減額、あともしくは免除ですね、それが受けることができるんです。栃木市、佐野市、近隣では大田原、きちつとした要綱を定めておられます。来てから対応するんじゃないかと、明らかにこういう要綱に基づいて、この基準内だったら該当すよと、だれが見てもわかるようにすることが必要ではないかと思うわけでありませう。

本当に合併問題じゃないけれども、これからどうなるかにしても、栃木市も佐野市もある、岩舟町がそれがないということではなくして、やはりそういったものに一つでも町民が対応できるように、制度をきちっと整理をしていく必要があるんじゃないかということでありませう。この具体的な、この辺の要綱づくりということについてどうでしょう。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） 議長、町長。

私も、これは減免制度だけではないんですけれども、ある一つの例とすれば、人権ということで、この減免制度も当然考えてもいいのかなという気がいたしております。人権の最低ライン、最低ラインという言葉はおかしいと思いますけれども、生活保護制度というものが、そのことで保障しているわけでございますので、生活保護の、いわゆる収入の生活保護として見られている金額と、これらとを十分に勘案しながら、私の手元にはある市のありますけれども、まさに基準を設けて、例えば所得減少の割合が10分の10だった場合にはどうなんだと、10分の5から10分の10未満のときにはどうなんだと、こういうものを早急に整備していく必要があるのかなと、私は強く感じております。

なお、立ったついでで申しわけないんですけれども、つい、きょうだったんですけれども、平成20年度の徴収実績が、これは税務課長に報告してもらえばよろしいんですけれども、そういう苦しい中でも岩舟町の税収につきましては、全体的に普通税でことしの徴収率は、現年、滞納合せまして94.5%、前年が94.1ということで、こういう厳しい中でも税務課の皆さんや、あるいは町職員の皆さんも0.4ポイント上げるということは、並大抵の努力ではないのかな、そういうことが町民にとって厳しい取り立てというふうに見られると非常に私もつらいんでありますけれども、98%の人たちが、減免には、いわゆる快く納めている人たちのことを思えば、滞納するという人にはきちんとした背景を調査しながら請求していくという意味では、大変岩舟町の納税者の皆さん、町民の皆さんのご理解もいただいているのかなと。

全体的な国保税まで含めると、トータルで91.9、昨年が91.2ということで、これは0.7ポイントも上がっているという、その逆に、また今3番議員の富田さんが言われるように、本当に困っている人も現実にいることを承知しておりますので、それはケース・バイ・ケースとして、税務の担当と納税者のところがやっぱりコミュニケーションができるということが一番のことですけれども、どうしてもだめな場合には、地方税法で決められている法律行為もしなきゃならない、そんなことを、質問にはなかったんですけれども、いつも税務課長には申しているんですけれども、町民の納税意識というものを、本当にありがたいと

いうふうに思って、これは行政に対する一種の信頼関係だ、そんなふうには私は思っているものですから、胸を張って税務課長はやってくださいと申し上げているんですけども、非常に奥ゆかしいものですから、その辺のことは彼は言いませんけれども、そういう徴収の数字がきょう報告されたものですから、参考までに申し上げ、その減免や減額の基準については、早急に成文化をしながら、進めていく努力をしたいなと思っております。

○議長（小林 長君） 富田清君。

○3番（富田 清君） 議長。

町長がそう言っておるわけでありますから、事務サイドで早急に準備をして対応できるようにしていただきたいと思うわけであります。

徴収が大変な努力をしてこれだけ上げております。今の時期に上げているわけです。本当にないところから取るというのは大変なんですね。こういった規定をやるならば、それにはめをもっと整理ができるのではないかと思うんです。そういう点でも役立ちますし、特に本当に栃木にしても、佐野にしても、大田原にしても、生活保護の本当にぎりぎりのところが基準になっています。3割減の場合は、滞納した場合は、その対象になるんだけど、その審査がございます。

しかしながら、生活保護基準のわずか高かった、それがために大変な苦しい思いをしている、境界型の人たちは非常に大変な思いをしているんです。この境界型の人たちなんですよ。そういうところが今回の制定をすることによって対応できると、そういうことになりますから、ぜひともつくって町民にわかるように宣伝をして、申請書もつくってできるというふうにしていただきたいと思うわけであります。

私も、町長も言われましたとおり、今の段階では基準はなくても、相談に行けばその対応もあり得るということでございますから、そういうところも活用していきたいと思っておりますけれども、やはりきちっとだれもがわかるような基準をつくって対応していただきたい。そのことを申し述べ、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小林 長君） 富田清君が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（小林 長君） 以上で、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成21年第3回岩舟町議会定例会を閉会いたします。

議員並びに説明者各位には、4日間にわたり審議にご協力いただきまして、大変ありがとうございます。

ご苦労さまでございました。

(午後 1時54分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長 小 林 長

署 名 議 員 栃 木 孝

署 名 議 員 戸 谷 勝 次